

「道の駅」の防災機能の向上に関する調査の結果

大震災の教訓をいかした防災機能の向上を目指して

総務省東北管区行政評価局が「道の駅」の防災機能について調査した結果、東日本大震災の教訓をいかした防災機能の向上が必ずしも図られていない実態が明らかになりました。
当局は11月29日、「道の駅」における改善を促すよう、国土交通省東北地方整備局に通知しました。

＜「道の駅」に防災機能向上の期待＞

「道の駅」は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設として設置されていますが、東日本大震災を始めこれまでの災害時には、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点施設としての機能も発揮してきましたので、今後、このような防災機能の向上が期待されています。

＜調査の概要＞

当局は、平成28年8月から、総務省青森行政評価事務所及び同山形事務所と共同で、宮城、青森、山形の3県内にある「道の駅」全57駅と、岩手、秋田、福島県内で災害時に防災機能を発揮した13駅の合計70駅による防災機能向上の取組状況について、ソフト対策、ハード対策の両面から調査しました。

＜ソフト対策の実態＞

この結果、宮城など3県内57駅についてみると、災害対策基本法に基づいて県や市町村が作成する「地域防災計画」の中に避難場所や防災拠点などとして位置付けられている「道の駅」は57.9%（33駅）にとどまっている実態が明らかになりました。また、これらの57駅中、市町村との間で災害時協定を締結したり、災害時のマニュアルを作成して災害に備えている「道の駅」は35.1%（20駅）、自然災害を想定した訓練を実施している「道の駅」は22.8%（13駅）と、いずれも半数を下回っていました。

一方、東北6県内70駅の中には、災害時協定やマニュアルを締結・策定し、避難誘導体制も整備してあったため、東日本大震災で津波の被害を受けたにもかかわらず、迅速な避難誘導によって人的被害を防いだ先進的な事例もみられました。



〈照会先〉

総務省東北管区行政評価局

評価監視官 湯ノ目 正幸 ☎022-262-9234



＜ハード対策の実態＞

また、ハード対策についてみると、防災設備として必要性が高いとされている非常用電源、電話不通時の代替通信機能、燃料備蓄が整備されている「道の駅」は、宮城など3県内57駅のうち、それぞれ45.6%（26駅）、22.8%（13駅）、17.5%（10駅）といずれも半数に達していませんでした。また、定期点検や操作訓練を実施している「道の駅」がある一方で、定期点検を行わず設置以来稼働させたことがないため、災害時に稼働するか不明な非常用電源がある実態もみられました。

＜東北地方整備局への通知＞

以上の調査結果を踏まえ、当局は、「道の駅」の防災機能の向上を促進するため、

- i) 先進的な取組事例を紹介するなど参考情報の提供、助言等の支援をより一層行うこと、
- ii) 防災設備の整備は、「道の駅」のニーズを踏まえた上で、地域防災計画に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら推進すること、

について、国土交通省東北地方整備局に通知いたしました。



東日本大震災時の「道の駅」の対応の例

- 多くの人が食料や情報を求め「道の駅」に避難
 - ・ 商品を食料として避難者に提供
 - ・ 停電、断水した中で炊き出し
 - ・ あふれ出した排泄物を手でかき出してトイレを提供
- 自衛隊、レスキュー隊などの活動拠点に

（当局の調査結果による）

※ 東日本大震災の避難者の声
「『道の駅』に行けばなんとかなる!」

1 「道の駅」の防災機能の向上に係る経緯等

(1) 「道の駅」とは

- ① 登録制度（平成5年創設）
登録・案内要綱（国土交通省）に基づく登録により設置
- ② 登録要件
休憩、情報発信、地域連携の3機能の整備 等
- ③ 登録数
東北6県で153駅（H28 11 1時点）

(2) 「道の駅」の防災機能の向上

災害時に防災機能を発揮

新潟県中越地震（H16.10）
東日本大震災（H23.3）
豪雪（H24.2）
.....

第4の機能として
防災機能の向上が期待

【基本的な3機能】



【第4の機能】

防災機能

- ① 緊急避難対応
避難者スペース、トイレ、飲食料の提供
- ② 災害復旧・復興支援
拠点基地の提供、物資集積・輸送
- ③ 生活支援対応
仮設住宅の設置、生活用品の提供

「国土強靱化アクションプラン」*（内閣官房国土強靱化推進本部）

☆ 道の駅の防災拠点化を推進

☆ 地域防災計画に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら道の駅の防災設備の整備を推進（国土交通省）

* 国土強靱化基本計画（平26.6.3閣議決定）に基づき、毎年度策定。

2 関係機関の取組状況

【東北地方整備局】

- 東日本大震災時の対応の実態と課題を把握。
- 地方公共団体との役割分担を明確にした上で、防災設備の整備を推進。
- 防災機能の向上について情報提供・助言。

【各 県】

- 発電機など防災設備を整備。
- 防災機能の向上について情報提供・助言。
- 県の地域防災計画、広域避難場所等として位置付け。

求められる対策

防災設備の整備もこの計画に基づいて推進！

- 県、市町村が住民を災害から守るために作る地域防災計画*に、避難場所や防災拠点などとして位置付けること

* 災害対策基本法（昭36法223）に基づく計画。国は、同法により、この計画が円滑に作成・実施されるよう助言等することとされている。

- 地方公共団体との災害時協定の締結や災害時マニュアルの策定により、災害時の役割分担、運営体制、費用負担を明確化しておくこと

- 災害時に発電機等の防災設備が誰でも使えるよう、また、災害時に来訪者を迅速に避難誘導できるよう、平時から訓練しておくこと

- その他、テナント商品の活用協定、農家等からの物資支援協定 など

「道の駅」の防災機能が発揮

調査結果

【ソフト対策の推進は今後の課題】（青森・宮城・山形）

＜実施していると回答＞

57.9% (33駅)

＜実施していないと回答＞

42.1% (24駅)

避難場所に指定されなくても、災害時は避難者が殺到

35.1% (20駅)

64.9% (37駅)

先進的な協定・マニュアルに関する情報提供の要望も

「実施している」と回答しているが、緊急連絡網の作成にとどまるなど、災害時対応が明確とは必ずしもいえない「道の駅」も

22.8%* (13駅)

77.2% (44駅)

災害用トイレの組立方法が分からないという事例

* 自然災害を想定した訓練。

洪水や土砂災害などの想定区域内にあるのに、災害を想定した訓練をしていない「道の駅」も

【一方で先進的取組も】

- 洪水浸水想定区域内にあり避難場所ではなかったが、東日本大震災時に防災機能を発揮したことを踏まえ、その後地域防災計画を改正し、一時避難場所として位置付けた。
- 災害時協定・マニュアルを締結・策定し、避難誘導体制も整備してあったため、東日本大震災時に津波被害を受けたものの迅速に避難誘導でき、人的被害を防いだ。

通知事項

「道の駅」の地域防災計画への位置付け、地方公共団体との災害時協定の締結、災害時マニュアルの策定等のソフト対策については、地方公共団体や「道の駅」の設置者が、その必要性について理解するとともにこれらの措置を講ずるための知見を得ることが重要であることから、先進的な取組事例を紹介するなど、参考情報の提供、助言等の支援をより一層行うこと。

4 「道の駅」の防災機能の向上に係る課題と取組状況

ハード対策

求められる対策

- 電気、水道、通信等の途絶時にも対応できる防災設備を整備すること

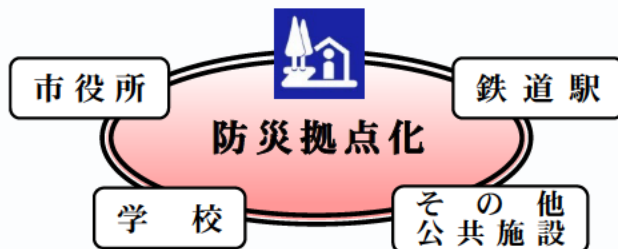
非常用電源
(発電機)

代替通信機能
(衛星電話等)

燃料備蓄

- 災害時に使用できるよう、適切に維持管理しておくこと

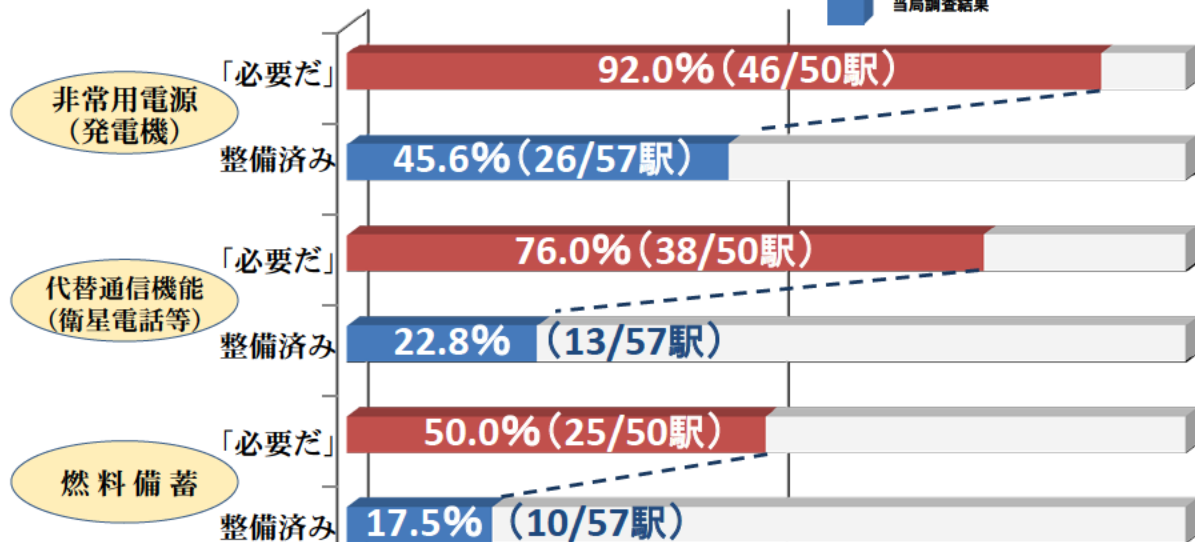
- 「道の駅」単独で整備しなくとも、周辺施設と連携し、地域一体で防災拠点化を図ること



調査結果

【防災設備の整備の意向と実績】 (青森・宮城・山形)

平成23年度、東北地方整備局が管内の「道の駅」全139駅を対象に実施したアンケート調査結果から、3県分を抽出。
■ 当局調査結果



【推奨・先進事例】

- 定期点検・操作訓練を実施。
- 周辺の運動公園・防災センターと連携して防災拠点化を推進。
(東北地方整備局等が計画段階から支援)

【こんな実態も】

- 定期点検を行わず稼働させていないため、災害時に稼働するか不明な非常用電源
- 非常用電源に接続されていない通行止め等の情報提供設備

通知事項

- 「道の駅」のニーズを踏まえた上で、地域防災計画に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら、「道の駅」の防災設備の整備等を推進すること。
- 推奨される維持管理を行っている例、周辺施設との連携により防災拠点化を図っている例等の先進的な取組事例を紹介するなど、参考情報の提供、助言等の支援をより一層行うこと。